

改正

平成9年7月18日三浦市条例第7号

平成15年12月18日三浦市条例第25号

三浦市下水道事業審議会条例

(設置)

**第1条** 三浦市下水道事業の円滑な運営を図るため、三浦市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の下水道事業に関する事項について調査審議する。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(1) 市議会議員

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条の規定による下水道計画の決定（同法第21条の規定による下水道計画の変更を含む。）区域内に住所を有する者

(3) 知識経験者

(4) 市職員

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

**第5条** 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた委員がその職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

**第7条** 会長は、その所掌事項について特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(報酬等)

**第8条** 委員の報酬及び費用弁償については、三浦市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年三浦市条例第14号）の定めるところによる。

(庶務)

**第9条** 審議会の庶務は、下水道事務主管課において処理する。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年7月18日三浦市条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の三浦市下水道事業審議会条例の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成15年12月18日三浦市条例第25号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。